

# 加賀藩領における鉄砲改めと狩猟・鳥獣害

安藤 竜※

## はじめに

本稿は、近世において狩猟や鳥獣害対策の主要な手段であった村の鉄砲に着目し、加賀藩における鉄砲改めの展開過程を明らかにすることを目的とする。山村での鳥獣害は、近年でも各地で問題となっているが(1)、近世の加賀藩領においても大きな問題であった。筆者は以前、能登国鳳至郡東山村の内部構造分析を行ったが(2)、その周辺村においても同様に猪の被害は広く問題となっていた(3)。よって加賀藩の農政および村についての分析を行う前提として、鳥獣害に対し藩や村がどのような対応を行ったのか把握しておくことは重要であろう。

北陸における近世の鳥獣害対策に関する研究は、主に地理学の分野において行われてきた。矢ヶ崎孝雄氏は、福井・石川・富山・新潟の4県の猪害防除について比較検討し、その後白山麓周辺地域と能登半島についてさらに詳細な分析を行った(4)。また千葉徳璽氏は加賀国を対象に、とくに狼害に注目して分析を行っている(5)。これらの成果により、加賀藩領における鳥獣害対策の基礎的な内容はほぼ明らかにされたといえるが、鳥獣害対策において重要な要素である村の鉄砲についての分析は十分とはいえない。

歴史学において、最初に村の鳥獣害と農具としての村の鉄砲に着目したのは塚本学氏である。塚本氏は、5代将軍徳川綱吉による貞享4年(1687)の諸国鉄砲改めに着目し、この時に諸藩も初めて領内の鉄砲を掌握したこと、野獣との戦いは幕府・藩の軍事力が対応することを志向するも、果たすことができず村の鉄砲を限定的に認めざるを得なくなったこと、そのことにより限定的にはなったものの人民武装解除策という意味をもったこと、また綱吉の死後は撤回されたものの、8代将軍徳川吉宗の初政で元に復し、天保期には関東の治安悪

---

※ あんど う りょう

かなざわ食マネジメント専門職大学フードサービスマネジメント学部・助教。

化への対応として鉄砲の取締が行われていくことなどを明らかにした(6)。

これに対し根崎光男氏は、綱吉政権の諸国鉄砲改めに関する幕令を再検討し、諸国鉄砲改めは、あくまでも生類憐み政策の一環として残虐な殺生を防止するために実施されたのであり、「人民武装解除策」とは捉えられないとしている(7)。

また武井弘一氏は、関東をフィールドに4代将軍徳川家綱から水野忠邦による天保改革までの幕府の鉄砲改めを検討している。関東では、家綱政権で既に鉄砲改めは実施されており、関東において盗賊人の暗躍による治安対策から武器としての鉄砲を取り上げたこと、綱吉政権では生類憐み政策に基づき、これまで未分離だった威鉄砲と猟師鉄砲の区別が行われ、農具・猟具としての鉄砲の管理が行われたこと、天保改革における隠し鉄砲の摘発は百姓一揆対策ではなくアウトロー対策であり、それが済んだ後は、火薬流通の統制によって治安維持を目指したことなどを明らかにした(8)。

個別藩領の事例を分析したものには、まず小田原藩の研究があげられる(9)。小田原藩はとくに天保の鉄砲改めにおいて、幕府の政策に積極的に対応し、これをきっかけとして村筒制度や組合村一組合取締役体制の強化を図ったことが明らかにされている。関東以外では仙台藩の研究があり、主に猟師研究の視点から分析が行われている。仙台藩は諸国鉄砲改めの際、村の鉄砲を威鉄砲ではなくすべて猟師鉄砲として認可し、「山立猟師」以外の鉄砲所持を原則禁止した。仙台藩領には近隣の諸藩と比較して、大量の猟師鉄砲が存在していたが(10)、鯨井千佐登氏は、地方知行制を採用している仙台藩が、「山立猟師」を藩境防備のための軍事力として位置付けていたこと、「山立猟師」は天正期に滅亡した葛西氏の旧臣が土着した地域の有力百姓とその名子や新百姓であり、彼らが所持した鉄砲がそのまま転化されたこと、また彼らや彼らを率いる給人による狩猟が頻繁に行われ、領主権力が害獣の撃退に無力ではなかったことを明らかにした(11)。猟師研究の視点からの分析には、ほかに秋田藩・弘前藩の研究がある(12)。

また環境史の視点からは、八戸藩の猪荒れや盛岡藩の狼荒れに着目した研究(13)や、広島藩や松江藩領の猪被害と対策について検討した研究(14)、丹波国氷上郡の事例を紹介した研究(15)、伊予大洲藩主の狩を検討した研究(16)などがあるが、鳥獣害や狩の実態を明らかにすることが目的で、村の鉄砲については詳細に触れられていない。

このように藩領における村の鉄砲の研究は、塚本氏が検討した信州の諸藩、関東の小田原藩、東北諸藩の事例にとどまっている。近年、加賀藩については山口隆治氏の成果があり、とくに狼荒れに関して新たな事例が蓄積された(17)。しかし、先に見た塚本氏以降の研究史との関連では、ほとんど論じられていない。

そこで本稿では、加賀藩における鉄砲改めの展開過程を明らかにすることを課題とするが、とくに綱吉政権が実施した諸国鉄砲改めに対しての加賀藩の対応、天保改革期における加賀藩の独自の鉄砲改めについて検討する。また鉄砲改めをきっかけとして、小田原藩は農村の支配機構を、仙台藩は藩境防備の仕組みを整備しているが、加賀藩の鉄砲改めが藩の政

策にどのような影響を与えたのかについても考察したい。また塚本氏の研究では、村の鉄砲所持形態の変化や、猟師身分のあり方についても言及している(18)。これらの点は非常に重要であるが、別稿で論じることにした。

最後に用語についてであるが、加賀藩では「猟師」とは一般的に漁業を行う漁師を指すことが多く、山で狩猟を行う猟師は「狩人」と表現されていることが多い。しかし本稿では、史料引用部のほかは基本的に「猟師」と表記する。また鉄砲も「鉄炮」と表記されるが、同じく史料引用部のほかは「鉄砲」と表記する。

## 1 諸国鉄砲改めと加賀藩

### 1-1 諸国鉄砲改め以前の加賀藩

貞享4年(1687)12月、徳川綱吉は生類憐み政策の一環として、諸国鉄砲改めを実施した(19)。その内容は、村に存在する鉄砲を、百姓が所持する用心鉄砲(玉込)と威鉄砲(空砲)、猟師が所持する猟師鉄砲(玉込)に分類し、実弾発射できる鉄砲は少数の猟師鉄砲に限定することを目指したものであった。それまでは領主の狩猟場保護の意味合いで鉄砲規制が行われることはあっても、村の鉄砲の取締は行われなかったが、これをきっかけに加賀藩を含む全国の藩で、村の鉄砲の取締が行われるようになったとされる(20)。本節では加賀藩の諸国鉄砲改めの対応について論じる前に、それ以前の加賀藩が村の鉄砲をどのように扱っていたのかについて検討したい。

まず元和3年(1617)に、所口町奉行3名が能登国鹿嶋半郡惣頭肝煎中にあてた史料には、「能登国中鉄炮堅御停止之義被 仰出候」(21)と記されており、元和3年以前から能登国では鉄砲を打つことが禁じられていたことがわかる。その後、寛文5年(1665)には能登国口郡(羽咋郡・鹿嶋郡)での鉄砲打ちの禁止が改めて命じられている(22)。ただ、あくまでも鉄砲を打つことが禁じられただけであり、鉄砲の調査や取り上げなどは行なわれていない。

またこの時期、加賀藩では村に対して鉄砲の下げ渡しが行われていた。「御國百姓所持鐵炮御改之事」(23)という史料には、正保3年(1646)から貞享2年(1685)までの、百姓が藩から拝領、または御免となった109挺(史料上は計算ミスがあり110挺と記載されている)の鉄砲が書き上げられている。その内訳を、年代順に整理したものが表1である。

表1からまず注目されるのは、明暦2年(1656)まではすべて鉄砲が下げ渡されているのに対し、延宝6年(1678)以降は「御免」と表記されている点である。明暦2年までは加賀藩前田家3代前田利常の時期であり、延宝6年からは5代前田綱紀の時期にあたる。ここから、利常政権期には藩から村へ鉄砲が下げ渡されていたが、綱紀政権になると、村が既に所持している鉄砲の追認のみに変化したことが想定される。この点をふまえ、まずは利常政権期に村へ下げ渡された鉄砲について確認していきたい。

もっとも古いのは越中国新川郡の事例であるが、熊・猿を打つためという理由で鉄砲が下げ渡されている。熊に関しては、加賀藩は寛文12年(1672)から御裁許山での熊の胆御用

表 1 諸国鉄砲改め以前に拝領・御免となった鉄砲

| 年号      | 西暦   | 郡          | 十村組   | 村名  | 拝領者  | 下渡数 | 備考  |             |
|---------|------|------------|-------|---|------|-----|---|-------------|
| 正保3     | 1646 | 新川郡        |       | 内山村   |      | 2   | 熊・猿など打可申旨にて被渡之候   |             |
| 慶安2     | 1649 | 新川郡        |       | 大平村   |      | 2   | 熊・猿打可申由にて被渡下候   |             |
|         |      |            |       | 笹川村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 蛭谷村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 山崎村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 舟見村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 音沢村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 平沢村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 山女村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            | 黒谷村   |   |      | 1   |   |             |
| 慶安3     | 1650 | 新川郡        |       | 芦峠村   | 十三郎  | 1   | 玉三千、薬三貫目、雨袋、筒薬入口、薬トウラン、鑄形鍋杯右慶長（安）三年八月朔日被下、鹿・猪・雉子・山鳥・鳩など打申ためとて被下之候 |             |
| 明暦2     | 1656 | 石川郡<br>能美郡 | 十右衛門組 | 河原山村  |      | 1   | 微妙院様玉薬火繩被下之候  |             |
|         |      |            |       | 仏師ヶ野村                                       |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 三ツ屋野村                                       |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 西佐良村  |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 上吉谷村  |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 左隣村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            | 二曲村組  | 阿手村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 三ツ瀬村  |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 牧（教カ）瀬村                                     |      | 1   |   |             |
|         |      |            | 金平村組  | 野地村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 西保村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 尾小屋村  |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 観音村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 岩上村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            | 瀬領村組  | 大杉村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 赤瀬村   |      | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 河原山村  | 十右衛門 | 3   |   |             |
|         |      |            |       | 金平村   | 治平   | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 瀬領村   | 清右衛門 | 2   |   |             |
|         |      |            |       | 吉野村   |      | 1   |   | 壹ヶ村江壹挺充被下之候 |
|         |      |            |       | 中宮村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 木滑村   |      | 1   |   |             |
|         |      |            |       | 市原村   |      | 1   |   |             |
| 瀬領（波カ）村 |      | 1          |       |   |      |     |   |             |
| 佐良村     |      | 1          |       |   |      |     |   |             |
| 新川郡     | 嶋尻村  | 刑部         | 1     | 明暦二年ニ五挺刑部ニ被下、壹挺相渡、四挺ハ渡不申。打習申ためと津田玄蕃奉にて被仰渡候由 |      |     |   |             |
|         | 殿村   | 四郎左衛門      | 1     | 山本清三郎郡奉行之時（寛永元年（1626）～寛文3年（1663））返上仕候由      |      |     |   |             |
| 拝領鉄砲数   |      |            |       |   |      | 52  |   |             |
| 延宝6     | 1678 | 新川郡        |       | 奥山村   |      | 2   | 右鐵炮、大音主馬在居之時、熊・猿打申候へ共、御免無之ニ付、延宝六年御断申上跡々之通御免                       |             |
| 貞享2     | 1685 | 砺波郡        | 宅左衛門組 |   |      | 32  | 五ヶ山田島猪・猿當り申由ニ付、鐵炮御免之願書付上り申候所、御免可被成由                               |             |
|         |      |            | 伊右衛門組 |   |      | 23  |   |             |
| 御免鉄砲数   |      |            |       |   |      | 57  |   |             |
| 合計      |      |            |       |   |      | 109 |   |             |

注 1、貞享 2 年の 2 組の鉄砲数は「越中五ヶ山鐵炮數之事」（『加賀藩御定書 後編』509・510 ページ）で補足した。

注 2、芦峠村の事例については、「乍恐就御尋新川郡芦峠村十三郎由緒」（『金沢市図書館叢書（六）温故集録 三』

金沢市立玉川図書館、2007 年、102 ページ）から、史料上は慶長とあるが慶安と判断し、拝領者名も追記した。

注 3、山本清三郎の新川郡奉行就任時期は、『金沢市図書館叢書（十）諸頭系譜 下』575・744 ページより追記した。

を命じており<sup>(24)</sup>、獣害対策だけでなく熊の胆を得るための狩猟用に下げ渡された可能性もある。またこの時期、村がすでに所持している鉄砲を、藩に届けることなく使用していたことが、延宝6年の新川郡奥山村の事例から判明する。「大音主馬在居之時」とあるが、大音主馬は元和7年(1621)から寛永13年(1636)まで魚津在住であったので<sup>(25)</sup>、少なくとも寛永の頃は、藩に届け出ていない鉄砲が新川郡で使用されていたことがわかる。

慶安3年(1650)の事例は、鹿・猪・雉子・山鳥・鳩などを打つためとある。これは鳥獣害対策として、十村の十三郎が拝領したものである。「玉三千発、薬三貫目」と非常に多くの玉と火薬が下げ渡されている。明暦2年の加賀国石川郡・能美郡の事例は、残念ながら下げ渡しの理由は判明しない。また拝領者の記載がない村は、吉野村ほか5ヶ村の項目に、「壹ヶ村江壹挺充被下之候」とあることから、個人ではなく村に対して鉄砲が下げ渡されていたことがわかる。

同年の新川郡の事例は、嶋尻村の刑部のものについて詳細が判明する。刑部が親の代に鉄砲を拝領した由来を、郡奉行へ報告した史料を掲載する。

#### 【史料1】<sup>(26)</sup>

覚

御扶持人十村嶋尻村

一、壹挺 鉄砲 玉目三匁五分  
筒式尺八寸二分 刑部

右、明暦貳年從 微妙院様津田玄蕃殿御奉りニ而鉄砲五挺、親刑部致拝領候内、壹挺山本清三郎殿ヲ請取所持仕申候(中略)明暦貳年ニ為御加僧持高之内田地壹町致拝領(中略)、其砌中村久悦殿御取次ニ而、刑部儀三ヶ国十村頭被為仰付旨、伊藤内膳殿・山本清三郎殿江被仰渡、則年頭御礼三ヶ国座頭被仰付候、右鉄砲致拝領候砌、津田玄蕃殿被仰渡候者 思召入有之候、段々御道具被為下候、せかれニ鉄砲打ならわせ候へと御 意ニ候間、可奉得其意旨、親刑部ニ被仰渡ニ付、私鉄砲今以打申候、残る四挺之鉄砲其砌請取不申候、以上

嶋尻村

元禄元年十一月十三日 刑部

石黒源右衛門殿

山村市十郎殿

内容は、明暦2年に津田玄蕃殿を介して、微妙院様(前田利常)から鉄砲5挺を親の刑部が拝領した。うち1挺は、山本清三郎殿から受け取り所持している。同年に加増として田地を1町拝領し、また中村久悦殿の取次で3ヶ国の十村頭に任命され、年頭の御礼が命じられた際に鉄砲を拝領した。津田玄蕃殿から、「思し召しがあり、順を追って鉄砲が下げ渡されるので、息子に鉄砲を打ち習わすように」との御意があり、親の刑部から命じられて、今も鉄砲を打っている。残りの4挺はその際に受け取ってはいないというものである。これは

練習用とはいえ、武器としての鉄砲ということになる。

ここまでをまとめると、利常政権は猟具・農具・武器としての3種類の鉄砲を、村に下げ渡していたことが判明する。また新川郡奥山村のように、村がすでに所持する鉄砲に関しても、とくに届け出を求めることはなかった。

しかし綱紀政権に至り、その方針には変化が生じる。前述のように新川郡奥山村が、熊・猿を打つために鉄砲を打つことを届け出ているほか、越中国砺波郡五ヶ山の2つの十村組も猪・鹿の被害の悪化から鉄砲の御免を願い出ている。これらは、藩からの拝領を願っているのではなく、村がすでに所持する鉄砲の御免を願うものであった。

では、なぜ綱紀政権において、村はすでに所持する鉄砲の御免を願うようになったのだろうか。武井氏によれば、寛文2年(1662)に関東では猟師のほかは鉄砲を所持してはならないという幕令が出され、寛文期には鉄砲改役が幕府に設置されている。そして延宝4年(1676)に至り、実際に鉄砲改めが行われた<sup>(27)</sup>。加賀藩の村の鉄砲に対する対応の変化は、とくに延宝4年の幕府の鉄砲改めの影響をすでに受けていたことによるものではないだろうか。

貞享2年(1685)の砺波郡五ヶ山の事例は、また事情が異なる。砺波郡五ヶ山の2つの十村組は、「猪多出、作毛食荒シ申ニ付」貞享元年(1684)10月に「鉄砲打申度旨」を願い出た。翌2年正月に許されたが、「玉込不申打可申」との制限がつけられることになった<sup>(28)</sup>。これまで、玉を込めない威鉄砲という分類は、生類憐み政策にもとづく貞享4年(1687)の諸国鉄砲改めで初めて登場したと言われてきた<sup>(29)</sup>。しかし加賀藩では、その2年も前から威鉄砲の御免がなされている。これはどう解釈すれば良いのだろうか。

この問題については、生類憐み政策の始期について考える必要がある。生類憐み政策の始期については、いまだ見解は定まっていないように思われるが、根崎光男氏の研究が参考になる。根崎氏は生類憐み政策の始期を、会津藩の巢鷹献上に関する史料から、貞享元年(1684)5・6月頃だと指摘している<sup>(30)</sup>。このとき会津藩は、幕府から「今程」「生類憐之事」を仰せ出されたため、巢鷹献上を中止している。この時期の生類憐み政策は、まだ特定の藩のみが指令を遵守する段階だったとされるが、前田綱紀は会津藩主の保科正之の後見を受けていたほか、綱吉からも厚遇されていたという点に注目したい<sup>(31)</sup>。そのことがあったからこそ、一足早い威鉄砲としての認可となったのではなかろうか。

## 1-2 貞享4年令と加賀藩

本節では、綱吉の諸国鉄砲改めに対する加賀藩の対応について検討する。全国に諸国鉄砲改めが触れられた後、加賀藩では翌貞享5年(1688)2月に神尾伊兵衛と里見治左衛門の2名を御領国鉄砲改に任命し<sup>(32)</sup>、3月には浪人の鉄砲改めを行った<sup>(33)</sup>。村の鉄砲改めも同時に実施され、同じく3月に砺波郡三清村十村と和泉村御扶持人が、砺波射水御郡奉行宛に、鉄砲を所持する者のほか、浪人・鉄砲商売の者・鉄砲張(製造)の者・質にとる者がいないことを記した受帳を差し出している<sup>(34)</sup>。この際に、御領国鉄砲改めの2名が触れた「覚

の内容を史料 2 に示す。

【史料 2】<sup>(35)</sup>

覚

一、御支配之郡村々町方鉄砲所持仕候者有之候ハ、鉄砲数并玉目御吟味御書記、尤持主高御記可有之事

(3ヶ条略)

一、御才許之内、鉄砲無之村々も御書記可有之事

右覺書之通、御郡方致穿鑿舊記有之事

1 条目では、村方と町方で鉄砲を所持する者がいれば、鉄砲の数・玉目、持ち主の名前・持ち高を書き記すことが述べられている。省略した 2・3・4 条目はそれぞれ浪人鉄砲・商賣鉄砲・鉄砲張方の鉄砲・質入された鉄砲数を書き記すことについての内容であり、5 条目では鉄砲を所持しない村々についても報告をするようにというものである。まずは村の鉄砲の把握が行われ、とくに鉄砲の取り上げなどは行われなかったことがわかる。

ちなみに能登国では鉄砲打ちが禁じられていたこともあってか、口郡の羽咋・能登十村中は、能州御郡奉行に差し出す書付に「自今以後、所持仕間敷旨」の文言を記載したが、能州御郡奉行 2 名は、「此方了管候間、此文言者先ツ捨除可申候」と伝えている<sup>(36)</sup>。そして 5 月に至り、「十村衆添書付を以、人々勝手次第為持上可申旨」が命じられ、菅原村行長など 8 村 8 名で合計 10 挺の鉄砲の所持が認められた<sup>(37)</sup>。この段階では、鉄砲を打つことが禁じられていた能登国でも、百姓は鉄砲を取り上げられることはなかったのである。「改作所舊記」には、同月に加賀国で触れられた鉄砲所持の請書が掲載されており<sup>(38)</sup>、加賀藩の領内全域で、これまで村が所持していた鉄砲の所持が認められたと考えられる。

その後、10 月には御算用場から同じく砺波射水御郡奉行の 2 名へ、鉄砲以外の方法で狩猟を行う者の調査が指示されている<sup>(39)</sup>。その史料には「御郡中山方ニ而、獅子・熊鉄砲に而打留獵仕者共之儀者、今般御改有之相知申候」とあり、3 月の調査で鉄砲を使用して狩猟を行う者の数が把握できたことから、10 月には農村で狩猟を行う者の全体像の把握が目指されたことがわかる。

さらに 11 月、御領国鉄砲改の 2 人は、加賀国石川郡・能美郡、越中国新川郡の獵師鉄砲所持人について再調査を各郡奉行に命じた。その内容が史料 3 である。

【史料 3】<sup>(40)</sup>

石川郡・能美郡・新川郡獵師鉄砲所持人之内、獵師仕渡世之助ニいたし候もの、又者獸防のため鉄砲打申候者、并おとし斗に打申者、品々御吟味候而、取上可被成者共有之候者、委細御書記可被成候、取上候而迷惑仕ものハ、其俣被指置候様ニ、其品も御書付候而可被指越候

一、能州鳳至郡二ヶ村、猿おどし鐵砲之儀、弥御吟味候而、御書付御調可被指越候、以上  
(下略)

内容は、石川郡・能美郡・新川郡で獵師鐵砲を所持する者のうち、獵師を渡世の助けにしている者、獸害防止のために鐵砲を打っている者、害獸を鐵砲の音で威すためだけに打つ者、それぞれを吟味して、獵師鐵砲を取り上げるべき者たちがいれば詳細を書き記すこと。獵師鐵砲を取り上げることで迷惑が発生する場合はそのままにしておき、その事情も書付けて寄越すこと。また能登国鳳至郡2ヶ村の猿の威鐵砲についても吟味し、書付を寄越すことというものである。

注目すべきは、5月の段階では行われなかった鐵砲の取り上げが、ここでは検討されていることである。その上で求められたことは大きく2点あり、獵師鐵砲を所持したいと願う者の調査と、鐵砲打ちが禁じられている能登国での威鐵砲の使用についての検討であった。前者に関しては、まず獵師鐵砲を所持する者に、①狩獵を渡世の助けにする者、②獸害防止のため獵師鐵砲を使用する者、③威しのためだけに獵師鐵砲を使用する者の3種類が想定されていたことが判明する。そして、獵師鐵砲を取り上げては不都合がある者については、詳細を報告することで、そのまま所持することが認められることになった。また後者の能登国の威鐵砲に関しては、その後の詳細が不明であるが、認められることはなかったようである。

この時の獵師鐵砲所持人の調査については、番代の茂右衛門が石川郡・能美郡の十村4名宛に、6つの項目で詳細を報告するよう命じている。6つの項目を箇条書きで記載している部分を史料4に示した。

#### 【史料4】(41)

- 一、獸防之ため鐵砲打申者鐵砲上候而迷惑仕候ハ、其段御書記
- 一、鐵砲御取上候而も不苦者ハ其段御調
- 一、拝領鐵砲之義、畜類防之ため被下候ハ、被下様候品御書記
- 一、鐵砲所持人之内、獵仕り渡世之ためニいたし候者ハ其品御書記
- 一、十村被下候拝領鐵砲、いか様之分ニ而被下候哉、其品御書記可被成候
- 一、鐵砲上候而迷惑仕ものハ其品御書上

6つの調査項目は、①獸防除のため鐵砲が取り上げられると迷惑な者、②鐵砲を取り上げられても問題ない者、③鐵砲を畜類防除のため拝領した者、④狩獵で生計をたてている者、⑤十村が拝領した鐵砲、⑥ほか鐵砲が取り上げられては迷惑な者、である。

ここから農具としての①③、獵具としての④、武器としての⑤という分類のほか、藩から拝領したものか否かという調査基準が存在していたことがわかる。

では結果として、いったいどの程度の村の鐵砲が認められることになったのであろうか。

「温故集録」には「但、取調帳冊写ハ未見当追考スヘシ」(42)とあるが、まさに先に表1で示した一覧こそが、最終的に加賀藩によって認可された鉄砲数だと私は考えている。たった109挺ということから意外に思われるが、出典史料の「御國百姓所持鐵炮御改之事」という表題を素直に解釈すれば、そういうことになる。このことは、「宝暦五年巡検御上使江御届之控」(43)という史料に、宝暦5年(1755)の領内の鉄砲として、威鉄砲が越中国砺波郡で50挺、獵師鉄砲が加賀国石川郡・能美郡で55挺、越中国新川郡で15挺、合計120挺が計上されていることから妥当であると考えられる。

結局、これまで藩の許可なく村が所持してきた鉄砲はすべて取り上げとなり、内訳こそ多様ではあるものの、数量としては鉄砲改め以前に藩から拝領もしくは御免となった少数の鉄砲のみが許可される結果となった。能登国口郡では、翌元禄2年(1689)正月に郡奉行2名が、羽咋・能登十村中にあてて「以後、鉄砲所持仕候義不罷成」と命じているので(44)、おそらくこの時点で加賀藩全領域の不要な村の鉄砲が取り上げられたと考えられる。

貞享5年の加賀藩の鉄砲改めは、当初は村の鉄砲数を把握するにとどまっていた。しかし11月に至り、理由は不明であるが村の鉄砲を徹底的に取り上げる方針に突如転換することになる。前月に鉄砲を使用せず狩猟を行う者の調査が行われていることから、その結果を見ての方針転換だった可能性も考えられるが、残念ながら詳細は明らかにしえない。

### 1-3 元禄2年令と加賀藩

さて元禄2年6月、鉄砲改めに関して新たな幕令が出された。その内容は、猪・鹿が作物を荒らし、あるいは狼が人や馬・犬を襲う時だけは、事前に理由を申し出れば日数を定めて、百姓が実弾を使うことを認める。また獵師ではない者が獣を打ちとめた場合は、商売や食物にせず、その場所に必ず埋め置く、というものであった(45)。実弾発射は獵師のみ可能という原則を撤廃し、期限付きで一定の条件下ではあるが、実弾発射を百姓にも認める内容である。ただ獵師とは異なり、百姓は打ち取った獣を商売や食物にすることは禁じられた。

この幕令は、加賀藩にどのような影響を与えたのであろうか。元禄2年の幕令をうけ、加賀藩は早々に大目付の高木伊勢守守久と藤堂伊予守良直に不明点を問い合わせている(46)。その内容は4点で、①これまで獵師を営んでいた者も、普段は猪・鹿・狼の殺生は禁止と考えて良いのか、②猪・鹿・狼は条件つきでの実弾発射が認められたが、猿・熊も同様なのか、③加賀藩も幕領や他領同様に、理由を帳面に記して領内へ申し達しを行うのか、またこれは幕府の誰に報告を行うべきなのか、④猪・鹿・狼が荒れた際に鉄砲で打ちとめた場合は埋め置くとあるが、その通りかというものであった。この問い合せに対して、大目付2名からの返答が史料5である。

#### 【史料5】(47)

一、有来候獵師、猪鹿狼殺生之儀不苦候、則御老中被仰渡候口上覚書懸御目申候

- 一、猪鹿狼并熊等其外人ニ当り申生類荒申時分ハ、無玉之鉄炮ヲ以随分おとし追散シ候様ニ可然候、其上ニ而も荒レ申候ハ少々為御打被成候而も不苦候、畢竟無益之殺生無之様ニとの御亶ニ御座候間、左様御心得可被遊候
- 一、猪鹿狼荒レ候節、鉄炮ニ而為御打其子細帳面ニ記、其支配方江可申達旨、御書出ニ候間、御自分様御義も私共迄可被仰聞候哉之旨、是又 加賀守様之御事ニ御座候間、其節之御月番迄被仰入候而も可然奉存候、此儀ニ付未御尋之子細も御座候ハ幾度も可被仰聞旨、伊勢守殿・伊豫守殿被仰聞候

大目付2名からの返答は、①これまで獵師を営んでいた者が猪・鹿・狼を殺生することは問題ない、②猪・鹿・狼・熊など、そのほかにも人に害を及ぼす生類が荒れた際は、威鉄砲で追い散らすこと。それでも荒れる場合は、少々は打ってもかまわない。無益の殺生さえしなければ良い、③幕府への報告は、そのときの月番老中に報告でもかまわない、との内容であった。

この段階で、加賀藩領内で威鉄砲が認められていたのは、前述のように砺波郡五ヶ山の2つの十村組のみである。7月には砺波射水郡奉行の2名が、砺波射水御扶持人十村中に大目付2名とのやりとりとあわせて4つの指示を行い、十村たちへ廻達するように伝えている。指示の内容が記された箇条を史料6に示す。

【史料6】(48)

- 一、五ヶ山其外村所々ニ熊留申儀も拙者共御大老衆迄窺指圖次第ニ可申渡候間、重而此方ハ指圖申付候迄ハ熊留させ申間敷候
- 一、猪鹿狼狸猿此外ニも惣而生類留申儀仕間敷段勿論之事ニ候
- 一、狼あれ人馬等ニ當り申事ニ候へハ、落穴ヲ拵、留申儀是諸有之候、尤ヶ様之義為仕申間敷候、若狼あれ人馬等ニ當り及難儀候申事於有之ハ此方迄案内仕可申候、其節指圖可申亶
- 一、五ヶ山畜類おとし鉄炮之儀、兼々申渡通り畜類荒レ申時分無玉ニておとし追散候様ニ可仕義勿論ニ候

ここで記されているのは、①五ヶ山や他の村でも、熊を殺すことは指図があるまで止めること、②すべての生類を殺すことを禁じること、③狼が人馬を襲うことがあれば、落とし穴を掘って殺すことがあるが、これを禁じること。もし狼が人馬を襲うことがあれば、郡奉行まで報告し、指示を受けること、④五ヶ山の威鉄砲は、これまで通り玉無しで威すだけにする、の4点である。そして①に関しては、8月に御大老衆から「熊留させ申間敷」と命じられ、熊を殺すことが禁止された(49)。

これらのことから、加賀藩は元禄2年の幕令の内容を、実弾発射の条件の緩和ではなく、

生類憐み政策の強化と解釈していたことがわかる。とくに問題となったのは熊と狼であるが、熊に関しては百姓が熊を殺した場合、埋めなくてはならなくなったことが問題となったと思われる。加賀藩は熊の胆御用を命じていたこともあってか、いったん判断は保留されるものの、最終的には猟師鉄砲を所持する者がいない砺波郡で熊を殺すことは禁じられることとなった。

生類憐み政策の強化は、砺波郡だけにとどまらなかった。元禄2年(1689)6月に石川郡と能美郡で狼荒れが発生した際、鉄砲改奉行が足軽を向かわせ、十村に対して猟師鉄砲所持人に発砲しないよう指示することを命じている(50)。大目付からの返答では、猟師の殺生は問題ないと伝えられてはいたものの、結局のところ加賀藩は、猟師鉄砲所持人が無闇に実弾発射を行うことを禁じた。結果、狼の被害に対しても、基本的に藩の軍事力で対応することになった。元禄11~13年の3年間で、越中国では狼狩りの事例が20件あるが、高岡町の下人が鎗突で行ったことが1件あるほかは、すべて藩の足軽によるものである(51)。また能登国口郡では、元禄2年令に関して十村が郡奉行宛に差し出した請書の案文が残されているが、「生類あわれみ之志、弥以急度相守申候、且又今般被仰渡候意趣者、猪鹿狼熊等迄、假令田畑人馬ニさわり候とも各様江無油断当り申間敷候」(52)と、たとえ田畑や人馬に障害があっても殺生をしないことを述べており、藩領全域で生類憐み政策が強化されたことがわかる。

実際、加賀藩は鉄砲改めについては厳しく実施していたものの、生類憐み政策についての対応は緩いものであった。そのことは元禄2年(1689)正月に、新川郡・射水郡・砺波郡の十村が、雉子・山鳥を追い捕えたいと願い出た件でも判明する(53)。願書を取り次いだ石黒源右衛門ほか3名の郡奉行に対し、前田対馬ほか3名の年寄衆は、「雉子・山鳥者指而作毛ニ当不申ものニ候、定而商賣として奉願儀被思召、左候ハ、其品書付ニ可調所、作毛ニ当候由ニ書越候儀不可然候」と、商売としての願書なのを理解しているにもかかわらず取り次いだ郡奉行を叱責しつつも、最終的には当春の追捕を認めている。しかし元禄2年令によって、そのような状況は一掃されることとなった。

その後、元禄8年(1695)に、加賀国郡奉行の長瀬湍兵衛と御郡廻りの永原権之丞が能美郡の十村へ命じた史料には、「其方共組之内、先年々猟師鉄砲所持仕候者とも之義、向後猪鹿狼鳥類獣等鉄砲ニ而打取申義、猟師渡世ニ仕義ニ候条、不苦旨御年寄衆被仰渡候条、左様ニ相心得其方共支配之猟師とも江可申渡候」(54)とあり、猟師鉄砲所持人に対して、猪・鹿・狼・鳥類などを鉄砲で打ち、猟師を渡世とすることが認められたことが記載されている。逆に言えば、元禄2年令以降、加賀藩では猟師鉄砲を所持する者であっても鉄砲を使用しての狩猟は禁じられることとなった。従来、元禄2年令は幕府・藩の軍事力では野獣の被害に対応できず、村の鉄砲を認めたものと評価されてきた。しかし加賀藩においては、逆に藩の軍事力による対応の強化へとつながったのである。

また、おそらくこの流れをふまえてと思われるが、武器としての鉄砲を百姓が所持するこ

ともなくなっていく。表1の新川郡十村の刑部が拝領した鉄砲は、「御扶持人十村等身分之旧記」(55)によれば、「元禄二年指上御願申上置候」とあり、元禄2年に藩へ返上されている。そして、「島尻村刑部由緒書上」(56)には、「刑部儀ハ百姓ニ候得共、稽古筒之儀ニ候得ハ、追而御免被為成候様ニ山村市十郎殿江被仰渡候得共、今以頂戴仕り不申候」とあるように、稽古用の鉄砲であるため、追々また御免となるはずだと伝えられるも、結局下げ渡されることはなかったのである。

さて、このような状況は、幕府への事前報告が元禄6年(1693)に解消され(57)、加賀藩においては元禄8年に石川郡・能美郡で獵師鉄砲による獵師渡世が認可されるなど細かい変化はあるが、基本的には宝永6年(1709)正月に徳川綱吉が死去するまで続く。そして同年4月に至り、百姓の玉込鉄砲が免許となり、威鉄砲も願いを出さずに打つことが認められることになった(58)。その後、享保2年(1717)に、関八州以外の国々は幕府への報告も不要となるが(59)、これ以降の展開については、章を改めて述べたい。

## 2 鉄砲下げ渡しの再開と天保の鉄砲改め

### 2-1 鉄砲下げ渡しの再開

18世紀半ばに至り猪や鹿の被害が増加すると、農具としての鉄砲の需要が高まることになった。そこで加賀藩領の村は、鉄砲の下げ渡しを藩に願うようになる。村の藩への鉄砲下げ渡し願いは、威鉄砲しか所持しなかった砺波郡から始まる。その内容を史料7にあげる。長文ではあるが、当時の状況が良くわかるためすべてを掲載したい。この史料は年不詳であるが、寛延3年(1750)のものと考えられる(60)。差出人の九人と宛所の三人様が誰を指すのか不明であるが、郡奉行・改作奉行から年寄衆宛だと思われる。

#### 【史料7】(61)

礪波郡苗加村次郎左衛門・大西村加傳次両組之内、山方村々猪・鹿多く出、作方に障り候に付、四年以前次郎左衛門存命之内、加傳次申談、私共迄書付を以、鐵炮御貸渡被下候はゞ藥迄に而威し申度旨相願候所、鐵炮御貸渡之儀舊例無之に付、鐵炮足輕指出し候様御年寄衆被仰渡、足輕指出候得共、木茅之内江隠打留得不申候、其後猪・鹿次第に多相成、彌田畠を荒し、村方難儀仕候に付、右二組之内に而狩人相立申度旨、去々年兩度迄相願候得共、當分鐵炮御貸渡之儀も難被仰付趣に御座候間、狩人之儀は猶更為相願奉存、右願之筋留置申候、然共猪・鹿彌増に多成、最初之内は竹貝、太鼓におそれ候得共、只今は是にも構不申候、苗代之時節は苗代之内江入踏荒し候故、晝夜共に張番立申候、實入之時節に成候へば、一ヶ村之内數カ所小屋を建、番人指置追拂申候、か様に夜中共に大勢致張番、休足不仕候故、朝出も遅く成、甚作方之間に相成申候、右之様子に付、何とぞ外に防ぎ申手立も可有之哉と、種々詮議仕候得共、狩人相立、鐵炮に而打留申より外に可仕様無御座候、鐵炮足輕繁々指出候儀も、是又村方之難儀に相成申候、就夫詮議仕候所、微妙院様御代より、御領國中江御渡置被

遊候鐵炮筒數加州奥山方并に五ヶ山・新川郡江懸て、都合百拾挺に御座候、右百拾挺之内二挺者焼失之由に御座候、嶋尻村刑部江五挺被下候之由被仰渡、先打習之為に御渡之旨に而一挺相渡り、四挺はいまだ渡り不申候、右之通に御座候得者、御領国江相渡り候筒數之内、焼失といまだ渡り不申と以上六挺に而御座候、加傳次等願之筋至而無據趣に御座候間、右六挺之内を以三四挺御免被下、狩人相立候様仕度奉存候、左候得ば最初之員數に相増申儀も無御座候間、右之趣を以願之通被仰付、玉薬共に相渡り候様仕度御座候、新川郡芦岬村十三郎江御渡之一挺、玉三千・薬三貫目并に雨袋・筒薬入・口薬入・どうらん・鑄形鍋等、慶安三年八月朔日鹿・猪等為打申為に被渡下之由、改作方留帳に相見江申候、其外は玉薬之員數爾と相知不申候、今般願之趣相達御聽、若願之通に茂被仰渡候はゞ玉薬渡し方之儀者猶更迫而詮議可仕と奉存候、且又苗加、大西兩組之外に茂、去年以來猪・鹿段々徘徊仕、田畠に障候由追々及斷候村々御座候間、右兩組願之狩人、追而鐵炮手馴申候はゞ、外組之村々江茂相廻、猪・鹿打留候様に仕可然奉存候、勿論是以後外十村共より狩人願之儀申出候共、此外筒數相増候儀は御縮方不宜候間、一向承届不申心得に罷在申候、右私共詮議之趣、為御内談如此御座候、以上

午正月廿二日

九人連名

三人様

(下略)

まずは史料を解釈していきたい。砺波郡の苗加村次郎左衛門と大西村加傳次の2人の十村組の村々では、山方で猪や鹿が作物に被害を与えている。そのため4年前(延享3年)の次郎左衛門が存命のうちに加傳次が申し談じ、私どもまで書付で、藩から鉄砲の貸渡を受けたなら、火薬だけで(猪や鹿を)威したいと願ってきた。

しかし、鉄砲の村への貸渡は旧例がないので、鉄砲足輕を差し出すよう御年寄衆から命じられ、足輕を差し出したけれども、木芽の内へ猪や鹿が隠れてしまい、打ち取ることができなかった。その後、猪・鹿は次第に増え、田畑を荒らして村方は難儀している。右の2つの十村組の者から獵師を取り立てたい趣旨を、2年前から2度願ったけれども、当分は鉄砲の貸渡は難しいという趣旨であった。獵師のことも保留となっている。

しかしながら、猪・鹿はいよいよ増えてきており、最初のうちは竹貝や太鼓の音に恐れていたものの、今となっては効果がなく、苗代の時期には苗代の内へ猪・鹿が入り、踏み荒らすので、昼夜ともに見張番を立てている。休息がとれないので、朝からの仕事も始まりが遅くなり、非常に農作業の手間になっている。

このような様子なので、なにか他に防ぐ手段がないかと色々と詮議をしたけれども、獵師を取り立て、鉄砲で打ち取るほかに方法がないと思われる。鉄砲足輕を頻繁に差し出すことも、これまた村方の難儀になる。

それについて詮議をしたところ、微妙院様(前田利常)の代から領地内へ下げ渡された鉄

砲の筒数は、加賀国の奥山方と越中国五ヶ山・新川郡にかけて 110 挺ある。この 110 挺のうち 2 挺は焼失したとのことである。嶋尻村の刑部へ 5 挺下げ渡されることが命じられたとき、まず鉄砲を打つ練習のために 1 挺が渡され、残りの 4 挺はいまだに下げ渡されていない。その通りであれば、村方へ下げ渡された鉄砲数のうち、焼失分と渡されていない分が計 6 挺あることになる。

加傳次らの願いはやむを得ない趣旨であるので、この 6 挺の中から 3・4 挺を御免いただき、猟師を取りたてたい。そうすれば、最初の領地内の鉄砲数から増えることもないので、この趣旨でもって、願いのとおり玉薬と一緒に渡すようにしたい。

新川郡芦峯村の十三郎へ渡した 1 挺に、玉 3,000、薬 3 貫目、雨袋・筒薬入・口薬入・どらん・鑄形鍋が、慶安 3 年 (1650) 8 月 1 日に鹿・猪など打つために下げ渡されたことが、改作方留帳に記載されている。そのほかは玉薬の数は不明である。

今回、願いの趣旨をお聞きくださり、もし願い通りに命じられたならば、玉薬の渡し方については、さらに追って詮議するべきである。

また苗加村・大西村の 2 組のほかでも、昨年からは猪・鹿が徘徊している。田畠に障るとのことを追って断りに及ぶ村々もあるので、この 2 組の猟師が追々鉄砲に手慣れたならば、他の十村組の村々へも廻り、猪・鹿を打ちとめるようにしたい。もちろんこれ以後は、他の十村たちから猟師願いが出たとしても、これまでの鉄砲数から増えることは鉄砲の取締に良くないので、一切承諾しないと心得ている。この私たちの詮議の趣旨を、ご内談のため報告する、という内容である。

そして省略した部分から、3 月 4 日に御用番から算用場奉行を経て、改作奉行連印の紙面で、加傳次と苗加跡組裁許の金屋本江村長左衛門へ鉄砲 4 挺御免の趣旨が申し渡されたことが判明する。筒薬・玉などの下げ渡しも、算用場から砺波射水御郡奉行の千秋三郎太夫と高澤勘太夫を経て十村たちへ申し渡された。また鉄砲の金具が損傷した場合は自分で修復し、筒吹を損傷した場合は報告すること、玉薬を使い切った後は自分達の才覚で調達することもあわせて命じられた。そして大西村加傳次組では、猟師 6 人が取り立てられたのである。

ここから判明することをいくつか述べたい。まず元禄期の加賀藩は猟師鉄砲所持人の狩猟を禁じ、村の鉄砲を取り上げるかわりに、狼を中心とした獣害には藩の軍事力で対応した。しかしこの時期に至り、加賀藩の足軽たちは猪を中心とした野獣の行動力には無力となり、加賀藩の郡奉行・改作奉行たちは、いかに鉄砲の下げ渡しと猟師の新規取り立てを年寄衆に認めさせるか苦慮することになった。

彼らは諸国鉄砲改めで認可された「110 挺」のうち、焼失分といまだ下げ渡されていない猟師鉄砲が計 6 挺あることを突き止め、その範囲内での下げ渡しであれば村に下げ渡した鉄砲の数は増加しないと主張したのである。また新規に取り立てる猟師は、他の十村組にも回らせ、これ以上増やすことはしないと。このような藩の地方役人たちの尽力によって、

鉄砲・玉薬・筒薬の下げ渡しが行われるようになるのである。

## 2-2 鉄砲下げ渡し事例の増加

さて、この一件以降、加賀藩では鉄砲や玉薬・筒薬の下げ渡しが増えるようになる。その事例について、現在確認している限りで表2にまとめた。表2からは、まず明和9年(1772)に能登国4郡に鉄砲が下げ渡されたことが判明する。鉄砲がすべて取り上げられた能登国であったが、4郡全体で玉込鉄砲8挺と威鉄砲27挺の計35挺が十村組単位で下げ渡された。また安永3年(1774)には砺波郡で、十村組ごとに1挺ずつの玉込鉄砲、同5年(1776)には加賀国能美郡でも、5つの十村組に1挺ずつ獵師鉄砲が下げ渡されている。安永5年までに3ヶ国すべてで鉄砲の下げ渡しが行われたが、それ以後は鉄砲の下げ渡しは行われなくなった。そのかわり玉薬・筒薬の下げ渡しは、幕末まで定期的に行われていることがわかる。

玉薬については、安永2年(1773)の冬、能州郡奉行高沢平次衛門らと改作奉行が、加賀藩前田家11代治脩に猪や鹿の打払のための玉薬の下げ渡しを行いたい趣旨を願っている。この件について治脩は、翌年の正月に「玉薬相渡可然候」と回答している<sup>(62)</sup>。しかし、玉薬の量については、「薬数六、七百斤計杯と申候事、余り莫太成事、薬の事ハ御軍役之方第一二候へハ、御用も相欠申候義、旁僉議之趣又兵衛へ申達置候」<sup>(63)</sup>と治脩は指示しており、農政担当者の現場での必要量をふまえての提案に対し、藩主の治脩は軍役を第一に考え、問題のない範囲で下げ渡すことを求めた。本来、藩の火薬は軍役のためのものであり、獣害が甚大で年貢に差し支えるとしても、そこは譲ることができない部分だったのである。

その後、治脩の軍役第一の指示の影響か、安永7年(1778)に能登国4郡から筒薬の下げ渡しが願われるも、加賀藩は過分であると却下している。以後、下げ渡された筒薬の量は大幅に少なくなっているが、「河合録」の「筒薬願之事」という項目には「一村え四半斤程之圖リニテ願可申」<sup>(64)</sup>とあり、これが目安となっていた。

さて加賀藩は、可能な限り玉薬・筒薬の下げ渡しを少なくするべく、別に政策を実行していた。それが褒美米制度である。加賀藩の褒美米制度については、「河合録」の「猪狩取之事」<sup>(65)</sup>という項目に詳細が記載されている。褒美米制度は、安永5年(1776)にはじめて実施され、その内容は猪1匹を狩って、尾(のちに両耳に変更)を奉行所に届ければ、米1斗が褒美として与えられるというものであった。この制度は、「三州奇談」に「里民悦び貪り、人々競ひて數日に數千の野猪を捕り盡して、一時に奉行所に積重ぬ。扱事終りて、其尾數千を焼きて塚となし、梵字を彫りて石碑を立て」<sup>(66)</sup>とあるように、大きな成果をあげた。この猪塚は、現在も石川県河北郡津幡町に存在する<sup>(67)</sup>。しかし猪はすぐさま増加したとみえ、天明8年(1788)には「安永年中御仕法」の趣旨を、群奉行と改作奉行が算用場へ達し、御用番・御年寄衆の決済をうけて、恒常的な政策として実施されることになった<sup>(68)</sup>。しかし天保4年(1833)3月に至り、突然褒美米が1斗から5升到半減される。その理由は不明

表2 寛延3年以降、加賀藩から下げ渡された鉄砲と玉薬・筒薬

| 元号   | 西暦   | 国  | 郡       | 害獣   | 内容  | 出典               |
|------|------|----|---------|------|---|------------------|
| 寛延3  | 1750 | 越中 | 砺波郡     | 猪・鹿  | 苗加村次郎左衛門組・大西村加傳次組に鉄砲(2挺ずつ)、ほか筒薬(4貫目)などの下げ渡しが発命される。  | 『加賀藩御定書』         |
| 明和9  | 1772 | 能登 | 4郡      | 猪・鹿  | 鉄砲改めで取り上げられた鉄砲から、奥郡・口郡で玉込鉄砲4挺ずつ、奥郡13挺・口郡14挺の威鉄砲の下げ渡しが発命される。   | 『加賀藩史料』          |
| 安永3  | 1774 | 越中 | 砺波郡     | 猪・鹿  | 3月、五ヶ山の2組を除く7つの十村組が5挺ずつ計35挺の鉄砲下げ渡しを願う。同年7月、鉄砲改めで取り上げられた鉄砲から、1挺ずつ計7挺が、威鉄砲として下げ渡しとなる。同10月、これまで所持の23挺と下げ渡しの7挺を玉込鉄砲とする旨が、聞き届けられる。 | 川合文書 梅040400     |
|      |      | 能登 |         | 猪・鹿  | 昨年の願に対して、玉薬の下げ渡しを藩主治脩が許可。薬数については6・700斤が願われたが、軍役第一のためよく詮議をすることが命じられる。  | 『大梁公日記』          |
| 安永5  | 1776 | 能登 | 4郡      |      | 奥郡・口郡で5貫目ずつ、玉薬煙硝が下げ渡される。  | 川合文書 梅040400     |
|      |      | 越中 | 砺波郡・射水郡 | 猪・鹿  | 安永4年に砺波郡が筒薬100斤、射水郡が50斤を願い、翌5年8月、各郡に5貫目ずつ下げ渡される。砺波郡は一部を加賀国にわけることになり、7つの十村組(三清組は2口)で430目ずつ配分を行う。                               |                  |
|      |      | 加賀 | 能美郡     | 猪・鹿  | 砺波郡に下げ渡された5貫目から、1貫560目が分けられる。<br>今江村庄蔵組・埴田村三郎兵衛組・若松(杉)村兵助組・寺井村平吉跡組・土室村半兵衛跡組に1挺ずつ猟師鉄砲の下げ渡しを願い、聞き届けられる。                         | 『加賀藩史料』          |
| 安永7  | 1778 | 能登 | 4郡      | 猪・鹿  | 筒薬200斤の下げ渡しを願うも、過分につき却下される。   | 『加賀藩史料』          |
|      |      | 越中 | 砺波郡     |      | 三清村与五右衛門と大西村加傳次が安永5年に却下された分を同7年に再願。同8年12月に筒薬12斤が両十村組に下げ渡される。  | 川合文書 梅040400     |
| 安永8  | 1779 | 能登 | 四郡      | 猪・鹿  | 作物植付けから取入れまでに使用する筒薬の目安として、327斤が必要であることを御郡所へ報告。  | 『加賀藩史料』          |
| 寛政5  | 1793 | 越中 | 砺波郡     | 猪・鹿  | 五ヶ山を除く7つの十村組が、筒薬51斤、鉄砲34挺で各300放分の下げ渡しを願う。   | 川合文書 梅040400     |
| 文政2  | 1819 | 加賀 | 能美郡     | 猪・鹿  | 釜清水村組30村が筒薬31斤の下付を願い、聞き届けられる。   | 『加賀藩史料』          |
| 文政11 | 1828 | 加賀 | 能美郡     | 猪・鹿  | 軽海組の山入村々が、50斤の筒薬の下付を願い、聞き届けられる。   | 『加賀藩史料』          |
|      |      | 能登 | 羽咋・鹿島郡  | 猪・鹿  | 羽咋郡押水組・鹿島郡崎山組など村々へ、100斤の筒薬の下付を願い、聞き届けられる。   |                  |
|      |      | 越中 | 新川郡     | 猪    | 針原組5ヶ村が鉄砲筒薬1貫800目を下げ渡される。   | 杉木文書 赤▲印之部セ      |
| 文政12 | 1829 | 越中 | 新川郡     | 猪・鹿  | 針原組・寺田組・下条組の村々が筒薬27斤を願う。  | 杉木文書 赤▲印之部セ      |
|      |      |    |         |      | 針原組5ヶ村が鉄砲筒薬1貫800目を渡される。   |                  |
| 天保元  | 1830 | 加賀 | 石川郡     | 猪    | 西市瀬村等が10斤の筒薬の下付を願い、聞き届けられる。   | 『加賀藩史料』          |
|      |      |    | 河北郡     | 鹿・大犬 | 朝ヶ屋村等が10斤の筒薬、蒔谷村などが30斤の筒薬の下付を願い、聞き届けられる。  |                  |
|      |      | 越中 | 新川郡     | 猪    | 針原組5ヶ村が道くすり2貫目を願う。<br>寺田組村々が、筒薬3貫800目を下げ渡される。   | 杉木文書 赤▲印之部セ      |
| 天保3  | 1832 | 越中 | 新川郡     | 猪    | 針原組4ヶ村が猪の威打ちを願う。8月に30斤を願い、聞き届けられる。  | 杉木文書 赤▲印之部セ      |
|      |      |    |         |      | 針原組5ヶ村が猪の威打ちを願う。10月に6貫目を願い、聞き届けられる。   |                  |
| 弘化2  | 1845 | 加賀 | 石川郡     | 猿    | 鞍月組熊走村が200目の筒薬を願い、聞き届けられる。  | 『加賀藩史料』          |
| 安政7  | 1860 | 加賀 | 能美郡     | 猪・猿  | 苗代組打木村など10ヶ村が、猟師を雇い威し打ちを願う。あわせて筒薬計1貫600目を願い、400目が聞き届けられる。   | 『石黒家文書』          |
| 文久2  | 1862 | 越中 | 砺波郡     | 狼    | 石黒組が能美郡の猟師を2名雇い、筒薬90目(玉30分)を渡される。   | 菊池文書 KKB05370000 |

注、出典の杉木文書は富山県立図書館所蔵。『石黒家文書』は『加賀藩十村役石黒家文書 上編』(石川県図書館協会、1974年)。

であるが、少しずつ猪の被害が減少していたのであろうか。天保4年3月は、ちょうど加賀藩においては御郡方御修補が実施された時期である。御郡方御修補では、文政4年(1821)からの「御郡方御仕法」が「動向多端に付、改作方御法何となく混雑之躰」になっているという理由から、郡奉行と改作奉行の兼帯が解消され、改めて改作方専務と郡奉行専務が任命された(69)。その過程で様々な農業政策の効果が再検討され、褒美米制度も見直しがかけられたと思われる。そして2年後の天保6年(1835)、鉄砲に関する取締も抜本的に行われるようになる。

### 2-3 天保6年の鉄砲改め

天保6年に先立ち、文化年間に数度の鉄砲改めが実施されているので、まずはその内容について述べたい。文化元年(1804)に越中国砺波郡、翌2年には能登国口郡で鉄砲書上帳が作成されたことが知られるほか(70)、文化4年には口郡で鉄砲打の名前書上帳が作成されている(71)。宝暦5年(1755)段階では領内全域で120挺であったが、文化期には砺波郡では121挺、口郡では235挺の鉄砲が計上されており、村の鉄砲は大幅に増加していた。

また文化11年(1814)の能登国4郡に向けた触では、鉄砲改めを実施する理由として、幕府への報告が不要となった享保2年(1717)以降も、鉄砲の持主が病死した際や鉄砲の売買の際には届出を行うよう命じているが、最近では郡奉行から算用場に届けもなく、藩が管理している鉄砲の持主名と現実の持主との乖離が生じている状況が語られている(72)。文化14年(1817)には、さらに具体的な内容が指示される。鉄砲を求める者がいれば名前を調べ、そのつど郡役所へ報告することが指示されたほか、藩からの拝領鉄砲に関しては、他家へ譲ることは許可されていなかったが、理由を報告すれば郡役所で検討するというものであった(73)。ここからは文化年間に至り、農村では鉄砲の売買が盛んに行われるようになったこと、藩への届けも行われなくなり鉄砲の取締がルーズになっていたことがわかる。そこで藩は、改めて鉄砲の持主の調査を行うとともに、鉄砲の譲り渡しを解禁し、そのかわりに必ず藩へ報告することを求めたのである。

しかし、文化期の加賀藩の法令は十分に徹底されなかった。そこで天保6年(1835)6月、領内全域で抜本的な鉄砲改めが行われることになる。その発端となった一件について、史料8を見ていこう。

#### 【史料8】(74)

御郡奉行江

能美郡勘定村与八郎等、鉄砲を以鳥を打候躰ニ付、先達而申渡候通夫々被相糺候處、鳥を打候義ハ無之候得とも、加州向ニ而者何となく縮方相緩ミ居申ニ付、鉄砲賣買も猥ニ取扱、威打等いたし候義者有之様子、夫々口書之通ニ付、此度之儀ハ各ニ而落着申渡、以後縮方相改嚴重ニ可為相心得哉之旨等、以紙面被申聞候へと申旨不分口ニ相聞得、元来鉄砲之義者重キ

御縮方有之口ニ付、此上公事場ニおみて御糺も可被仰付口候へ共、今般重キ御法事も有之、  
旁右為赦此上不及相糺候条、各詮義之通、以後之義嚴重ニ申渡答方可被相定候、且狩人之外、  
鉄砲所持之者ハ夫々取揚、鉄砲改奉行江可被相達候、以後威鉄砲縮方之義ハ越中筋等之格を  
以、嚴重申渡方詮義之趣書立可被差出候、披見之上猶更可及指図候事

未 六月

内容は、能美郡勘定村の与八郎らが、鉄砲で鳥を打っている様なので糺明したところ、実  
際は鳥を打ってはいなかった。しかし加賀国は鉄砲の取締が緩んでおり、鉄砲の売買や威打  
ちなども自分勝手に行われている様子である。という状況が述べられ、以後は取締を改めて  
嚴重にすることが御郡奉行に伝えられた。具体的には、①獵師以外で鉄砲（玉込）を所持す  
る者からは、鉄砲を取り上げ、鉄砲改奉行へ報告すること、②百姓たちの威鉄砲については、  
越中の規定を嚴重に申し渡すことの2点が命じられた。

ここから天保期の加賀国の農村では、文化期の触の内容が守られず、鉄砲の売買や威打ち  
が自分勝手に行われる状況が続いていたことがわかる(75)。そしてこの一件をきっかけに、  
加賀藩の領内全域で鉄砲改めが行われることになった。そのことを示す史料の冒頭には、  
「御領國鐵砲縮方之儀、年古き儀に而、いつとなく縮方相弛み居申御郡茂御座候に付、以後  
之取縮方、夫々遂詮議御達可申上旨、先達而被仰渡之趣奉得其意、因茲三州郡々之様子段々  
相調理候處、是迄區々に相成居候に付、今般詮議之上、以後縮方之儀左之通相極申度奉存候」  
(76)とある。年月がたち、領国内で鉄砲の取締が緩んでいる郡があるので、以後の取締方法  
について詮議を行い、報告すべき趣旨を先だって命じられた。そこで3ヶ国の各郡の様子を  
調べたところ、これまでは「区々」になっているので、今回は詮議の上で取締の方法を決め  
たいと述べている。

ここから加賀藩の鉄砲取締は、各郡の郡奉行が独自に現場の状況に応じて実施していた  
ことがわかる。逆に言うと諸国鉄砲改めの内容が撤廃されて以降、藩として領内全域にまた  
がる統一的な鉄砲取締は行っていなかったのである。しかし天保4年(1833)からの御郡方  
御修補によって、ようやく加賀藩は領内全域で統一した政策を実施しようと試みた。

そこで、まずはこれまでの各郡の威打ちの実態が調査されたが、その内容をまとめたのが  
表3である。表3を郡ごとに見ていくと、まず能登国4郡と加賀国能美郡の山方の村々に  
ついては、鳥殺生御免の場所となっており、鉄砲の威打ちを行う際に藩への届けは必要ない  
とされていた。その根拠としては、能登国4郡は宝永6年(1709)の幕令、能美郡は元禄8  
年(1695)の触があげられている。

加賀国の石川郡・河北郡の山入村々については理由の記載がないが、同じく届けを出す必  
要はなかった。ただ元禄8年(1695)の内容は、前述のように石川郡にも同様に触れられて  
いるので、それが根拠となっていたと思われる。ただ文政9年(1826)8月に能美郡山方并  
片山村々が、藩から下げ渡された鉄砲で威打ちをしたいとの願いを出し、御郡所の許可を得

表3 各郡の威打ちの実態

| 国名  | 郡名                | 実態  |
|-----|-------------------|---|
| 能登国 | 4郡                | 鳥殺生御免の場所ということもあり、威し打ちを行う際は、そのつど願いを出すことなく、村々が領切に追い払っている。<br>能州でも猪・鹿・狼が多く出ており、田畑を荒らし、人馬へも問題があるときは伺うことなく玉入鉄砲で打つべきこと、かつ玉入鉄砲を免許しているの、威鉄砲は今後願いに及ばないとの趣旨など、公議の御触れが宝永6年に触れられており、能州4郡へこれを申し渡した旧記もある。<br>また安永年間、下方の願いにより、猟師などへ鉄砲を渡した分もあるので、前々から威し打ちのたびに願い出ていない。 |
| 加賀国 | 能美郡               | <b>【山方・片山入村々】</b><br>鳥殺生御免の場所ということもあり、威し打ちを行う際は、そのつど願いを出すことなく、村々が領切に追い払っている。<br>能美郡は、先年より猟師鉄砲を所持する者について、今後は猪・鹿・狼・鳥類を鉄砲で打ちとることを猟師渡世にすることは苦しからずと命じている。これについては、元禄8年（1695）9月、加州御郡奉行・長瀬湍兵衛などから申し渡している旧記がある。  |
|     | 石川郡<br>河北郡        | <b>【山入村々】</b><br>威し打ちについては、前々から訳あってそのつど願いを出していない。<br><b>【里方の村々】</b><br>御留場の事なので、そのつど願いを出して、お聞き届けをうけてきた。   |
| 越中国 | 砺波郡<br>射水郡<br>新川郡 | 威打ちはすべて、そのつど願いを出し、お聞き届けをうけてきた。<br>威打ちをした際は、手附・村役人を差し出して取締を厳重にし、打ち終えれば、組主附（年寄）が鉄砲を取りあげている。   |

出典、「郡方御觸」天保6年7月条（『加賀藩史料 第十四編』586～589ページ）より作成。

ている事例がある(77)。よって、藩から下げ渡された鉄砲を使用する場合に限っては、藩への届けが必要だった可能性もある。また石川郡・河北郡の里方の村々は藩への届けが必要であったが、これは藩の御留場という禁猟区に設定されていたことによるものであった。

越中国では威打ちを行う際には必ず藩へ届けを出し、手附・村役人が監視を行い、打ち終えれば組主附年寄が鉄砲を取り上げるという厳格な規定が徹底されていたことがわかる(78)。これは、越中国3郡も御留場であったことによるものであろう(79)。このように加賀藩における威鉄砲の運用規定は、御留場の設定による郡ごとの狩猟の認可状況と関わっており、まさに「区々」であった。

しかし加賀藩は、領内全域で可能な限り統一した政策を実施しようと試みる。具体的には、史料9の内容と同様に、越中国で適用されていた規定への統一が目指された。実際には、能登国4郡と加賀国能美郡は、遠方であることから藩への届けは必要なく、組主附年寄への届けだけで良いことになったが、領内全域で事前の報告が義務付けられることになったのである(80)。

つぎに百姓が所持する鉄砲についてであるが、詮議の内容と実際に触れられた内容に分けて表4に示した。

表 4 鉄砲所持規定の内容

| 項目 | 詮議の内容   | 実際に触れられた内容  |
|----|---|---|
| 所持 | <p>猟師のほか鉄砲を所持する者から残らず鉄砲をとりあげては、猟師がいない村々は差し支えもあるし、遠方から猟師を雇っては、何かと面倒である。</p> <p>よって、御先代様（利常・綱紀）から拝領の鉄砲、以前に百姓が願ひ出て渡した鉄砲は、猟師でなくてもそのまま差し置き、そのほか理由なく自分で持ち伝える鉄砲は取りあげ、御鉄砲奉行へ渡すべきである。</p> <p>現在、村々で所持する鉄砲は入念に調べさせ、この通りに改めたい。</p> <p>猟師のほか、威しのため以前に渡した鉄砲、村々百姓どもが所持している鉄砲もある。また村役人が預かっている鉄砲もあるようである。</p> <p>この鉄砲はそれぞれひきあげ、改めて組主附年寄に預け、証文をとりたて、猟師へ渡っているぶんもこれまた改めて証文をとりたて、御鉄砲奉行へ差し出すべきである。</p> | <p>猟師と猟師でないが鉄砲を所持する者が持つ拝領・お預けの鉄砲については、以前に下渡された際の理由と持ち主の名前・鉄砲の寸尺・玉目などを巨細帳に仕立、同様の分を3冊ずつ、来月16日までに差し出すこと。</p> <p>これまで理由なく自分で所持していた鉄砲は取り上げるので、それぞれに調べ、今月中に役所へ差し出すこと。この分も、寸尺・玉目・持ち主の名前など、書き付けて差し出すこと。</p> <p>ただし、組主附年寄に鉄砲を預ける際、拝領の鉄砲・お預けの鉄砲もあれば、その分も書き加え、追って預かり証文を差し出すこと。</p> <p>また猟師へ渡している鉄砲も、持ち主から証文をとりたて、村役人と組主附年寄が奥書して差し出すこと。</p> |
| 譲替 | <p>鉄砲の持ち主が病死するか、故障があるとき、猟師が所持する分は、その組主附年寄がとりあげ、のちに倅が親同様に猟師をしたく趣旨を願ひ出たならば、私どもの添書をもって鉄砲改御奉行へ達し、指図をうけるべきである。</p> <p>ただし、猟師などが所持する鉄砲は、みだりに他家へ譲り替えないようにすること。他家へ譲替しなくては叶わないことがあるときは、その理由の書付を取り立て、鉄砲改御奉行へ達し、指図をうけるべきである。</p>   |   |
| 修復 | <p>鉄砲の修復や、新しい筒に替えるときは、私どもが承服し、寸尺なども相違ないか調べてから替えるべきである。</p>  | <p>鉄砲を損傷して、修復または新筒に替えるときは、書付で願ひ出ること。もともと入用銀も取り立て差し出すこと。</p>   |
| 売買 | <p>鉄砲の売買、質物に入れることは、かたく行わないよう申し渡すべきである。</p>  |   |

出典、「郡方御觸」天保6年7月条・11月14日条（『加賀藩史料 第十四編』586～589、630・631 ページ）より作成。

鉄砲の所持に関して、前述したように加賀国では猟師以外で鉄砲を所持する者からは、鉄砲を取り上げることが指示された。それを領内全域で統一すべきか否かという点が議論の対象となったことがわかる。結果、猟師がいない村々の不便を考慮して、拝領・お預けの鉄砲に限って所持を認めることとなった。ただ猟師以外の百姓が所持する鉄砲に関しては、組主附年寄が預かることが決められた。百姓個人が鉄砲を所持することは認められず、十村組の鉄砲として認められることになったのである。この結果、十村組の鉄砲の修復を誰がするのかという問題が発生したが、百姓ではなく藩が実施することになった。

また鉄砲の譲替に関しては、他家への譲替を認めた文化期の規定のままとなる。また新たな鉄砲の売買や質入れなども従来通り禁止のままであった。

ちなみに、このとき取り上げられた村の鉄砲は百数十挺に及んだが<sup>(81)</sup>、威打ちに差し支えとの理由で、村方へ貸し渡す鉄砲が5挺、改作所に保管されることになる。天保9年（1838）には、さらに5挺追加されて合計で10挺となった<sup>(82)</sup>。

さて、このように加賀藩の天保6年（1835）の鉄砲改めは、これまで郡ごとに「区々」であったものを領内全域で統一することを目的とした。上田長生氏は、加賀藩の天保11年（1840）の万雑改革を検討し、旧来「区々」であった万雑のあり方が、十村を中心に三州諸郡レベルで統一的な方針を策定し、それをもとに郡レベルの具体的な大綱に再度落とし込むものに改めたことを明らかにした。そして、これは万雑にとどまることなく広範な改革に波及しており、その契機は前年に実施された復元潤色だったとする<sup>(83)</sup>。しかし、それはあくまでも十村主導で行われることになった契機であり、「区々」であったものを統一すると

いう方針は、既に天保 6 年の鉄砲改めで見出せる。そして、その契機はやはり、天保 4 年（1833）の御郡方御修補だったと考えられよう。

## おわりに

さて、本稿で明らかにしえたことを簡単にまとめておきたい。これまで、徳川綱吉の諸国鉄砲改め以前には、各藩では鉄砲改めが行われてこなかったといわれてきた。加賀藩においても、利常政権では農具・猟具・武器としての鉄砲が村に下げ渡されており、村の鉄砲の届けも行われていなかった。しかし綱紀政権に至り、鉄砲の下げ渡し事例は無くなったほか、村は鉄砲を使用するにあたり藩の許可を得るようになる。また貞享 2 年段階で、加賀藩は玉込でなく威鉄砲を認可している。加賀藩は綱吉からの厚遇を背景に、他藩に先駆けて鉄砲の取締を行っていた。

当初、諸国鉄砲改めに対する加賀藩の対応は、村の鉄砲の数を調査するのみであったが、最終的には鉄砲改め以前に拝領・御免となっていた鉄砲のみが認められるという厳しいものになった。また生類憐み政策に関して、加賀藩は比較的緩やかな運用を行っていたが、元禄 2 年令によって対応が大きく変化する。元禄 2 年令を生類憐み政策の強化と解釈した加賀藩は、すべての生類の殺生を禁じ、少数の猟師鉄砲所持人の実弾発射も禁じた。この時期の害獣は主に狼であったが、この対応も藩の軍事力が全面的に担うことになるのである。

綱吉の死後、生類憐みの政策は終了したが、しばらく村の鉄砲数に大きな変化はなかった。しかし、18 世紀半ばになると、猪・鹿の被害が増加する。猪・鹿に対しては藩の軍事力による対処が難しく、藩の農政担当者は長らく前例のない鉄砲の村への下げ渡しをいかに年寄衆に認めさせるか苦心することとなった。最終的には、利常政権期に下げ渡される予定だった鉄砲の現状を確認し、村の鉄砲の総数が増加しない範囲での下げ渡しを実現させる。前例ができたことにより、以後は各郡で鉄砲の下げ渡しが行われ、玉薬・筒薬の下げ渡しも行われるようになった。とはいえ無制限に行われたわけではなく、前田治脩は軍役に影響のない範囲での下げ渡しを指示している。結果、鉄砲以外の対応が求められ、褒美米制度が実施された。

文化期に至ると村の鉄砲は大幅に増加し、藩は改めてその把握に迫られることになる。しかし村の鉄砲をめぐる状況は、簡単に藩の統制下におさまるものではなく、天保 6 年に抜本的な鉄砲改めが実施されることになった。その内容は、郡ごとに「区々」であった政策を、領内全域で統一することを目指したのもであった。この方針は、後の加賀藩の天保改革で広く実施されることになる。その契機は天保 4 年の御郡方御修補であり、天保 6 年の鉄砲改めにあったと考えられるのである。

最後に、本稿では主に改作所や十村家の旧記を使用して、加賀藩の鉄砲改めの展開過程を概観した。しかし上田氏が述べるように、旧記はあくまでも後世に編纂されたものであり、鉄砲改めの実態をさらに深く描き出すためには、旧記に編纂しなおされる前の十村家の御

用留や日記、村文書の分析を行うことは不可欠である(84)。これについては今後の課題としたい。

[注]

- (1) 石川県においても平成以降に猪が増加し、捕獲数も平成5年(1993)の10頭から平成30年(2018)には15,501頭まで急増している。石川県では猪を管理すべき鳥獣とし、計画的な捕獲の推進と被害防止対策が実施されている(『第3期石川県イノシシ管理計画』石川県、2022年)。
- (2) 安藤竜「能登奥郡における加賀藩の地域編成と村落—能登国鳳至郡東山村を事例に一」(『加賀藩研究』12号、2022年)。
- (3) 史料には干支の記載しかなく年代は不明であるが、東山村の近隣村である西院内村・東印内村・西山村には猪・鹿番小屋があり、板や太鼓・拍子木・竹の筒などを打ち鳴らして猪を追い払っていたことが判明する(西院内町古坊新一家文書6『輪島市史 資料編第二巻 村役人家文書』輪島市、1972年)。
- (4) 矢ヶ崎孝雄「北陸にける猪害防除の研究(一)・(二)」(『日本海域研究所報告』第24・25号、1992・1993年)、同「石川・福井県下白山西・南麓における猪害防除」(『石川県白山自然保護センター研究報告』第25集、1998年)、同「能登半島における近世の猪鹿害防除」(『自然と社会』第69号、2003年)。
- (5) 千葉徳璽「近世金沢平野地域の野獣害」(『歴史地理学』163号、1993年)、同『オオカミはなぜ消えたか』(新人物往来社、1995年)。
- (6) 塚本学『生類をめぐる政治—元禄のフォークローア—』(平凡社、1993年)。
- (7) 根崎光男『生類憐みの政策』(同成社、2006年)。
- (8) 武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち—刀狩りから幕末まで—』(朝日新聞出版、2010年)。
- (9) 平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて—御殿場地方の事例を中心に—」(地方史研究210号、1987年)、馬場弘臣「天保期の幕府鉄砲改めについて—小田原藩領を事例として—」(湘南史学第10号、1988年)。
- (10) 村上一馬「獵師鉄砲の地域格差—仙台藩を中心として—」(湯本貴和編『シリーズ日本列島の三万五千年 人と自然の環境史 第5巻 山と森の環境史』(文一総合出版、2011年)。
- (11) 鯨井千佐登「藩境に動員される軍力—仙台藩の狩猟と在村鉄砲—」(入間田宣夫監修・熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史 第3巻』清文堂出版、2013年)、同『表皮の社会史考—現れる陰の文化—』(辺境社、2013年)。
- (12) 村上一馬「近世における熊狩り—獵師鉄砲の使用と秋田マタギの特異性—」(『上越社会研究』第17号、2002年)、同「弘前藩の獵師と熊狩り—「弘前藩庁御国日記」から—」(『季刊東北学』第10号、2007年)。

- (13) 菊池勇夫『東北から考える近世史—環境・災害・食料、そして東北史像—』(清文堂出版、2012年)、村上一馬「人馬を喰う狼、狼を獲る人びと—「盛岡藩家老席日記 雑書」から—」(東北歴史博物館研究紀要14号、2013年)、同「御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取—「盛岡藩御用人所日記 雑書」から—」(東北歴史博物館研究紀要16号、2015年)。
- (14) 佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』(吉川弘文館、2012年)。
- (15) 木村修二「近世丹波における農作物の獣害と対策—史料紹介を兼ねて—」(『LINK【地域・大学・文化】』vol.8、2009年)。
- (16) 東昇「伊予大洲藩主の狩、御鷹野場と生業」(『鷹・鷹場・環境研究』vol.4、2020年)、同「大洲藩の狩—御鷹野場と生業」(福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年)。
- (17) 山口隆治『加賀藩林制秘史』(能登印刷出版部、2022年)。
- (18) 前掲注(6)塚本『生類をめぐる政治—元禄のフォークローア—』60~74ページ)。
- (19) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、1934年)No.2525。
- (20) 前掲注(6)塚本『生類をめぐる政治—元禄のフォークローア—』23~28、104・105ページ)。
- (21) 「日記追加」(加藤家文書、15加藤日記No.37、羽咋市歴史民俗資料館所蔵)。
- (22) 前掲注(21)「日記追加」。ちなみに塚本氏は、明暦2年(1656)の触(「能州郡方舊記」明暦2年9月18日条『加賀藩史料 第3編』471・472ページ)から、能登国で鉄砲を打つことが禁じられたことを紹介している(前掲注(6)塚本『生類をめぐる政治—元禄のフォークローア—』31ページ)。この触は、鉄砲打ちが多く百姓が野辺へ出られない、また野鳥を網でとる者の迷惑になっているとの理由で触れられているものであるが、これは寛永20年(1643)に、在江村藤右衛門ほか4名が、「近年猥ニ鉄砲御打被成候故」網持たちが運上を差し上げることができなくなっている、また農人どもが田畠山野にいるのも気遣うことなく鉄砲を打っているため「鉄砲御打被成候義御停止」を願い出た(前掲注(21)「日記追加」)ことに対応したものではないだろうか。そうだとすると明暦2年の触は、百姓ではなく加賀藩士の鉄砲打ちを禁じたものということになる。
- (23) 『加賀藩御定書 後編』(石川県図書館協会、1981年)444~446ページ)。
- (24) 『改作所舊記 上編』(石川県図書館協会、1939年)240ページ)。
- (25) 『金沢市図書館叢書(九)諸頭系譜 上』金沢市立玉川図書館近世史料館、2013年)198ページ)。
- (26) 「鉄砲一挺拝領由来書上」(伊藤家文書、富山県公文書館所蔵)。
- (27) 前掲注(8)武井『鉄砲を手放さなかった百姓たち—刀狩りから幕末まで—』26~41ページ)。
- (28) 「諸触覚書 第三」(川合文書 竹050500、富山大学附属図書館所蔵)。
- (29) 前掲注(6)塚本『生類をめぐる政治—元禄のフォークローア—』、前掲注(8)武井『鉄砲を手放さなかった百姓たち—刀狩りから幕末まで—』)。
- (30) 前掲注(7)根崎『生類憐みの世界』69~74ページ)。

- (31) 若林喜三郎『前田綱紀』（吉川弘文館、1961年）10・140・141 ページ。
- (32) 前掲注(25)『金沢市図書館叢書（九）諸頭系譜 上』108～110 ページ。
- (33) 「参議公年表」元禄元年3月9日条『加賀藩史料 第四編』940 ページ。
- (34) 「元禄元年方三年迄覚帳」（菊池文書 KKB0078000、富山大学附属図書館所蔵）。
- (35) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (36) 「元禄日記」（加藤家文書、15 加藤日記 No. 5）。
- (37) 前掲注(36)「元禄日記」。この史料は、『能登羽咋 十村加藤日記目録(第四輯) 一加藤日記選集一』（羽咋市歴史民俗資料館、1997年）13 ページに掲載されている。
- (38) 『改作所舊記 中編』（石川県図書館協会、1939年）93 ページ。
- (39) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。また加賀国でも同様の内容が命じられている（前掲注(38)『改作所舊記 中編』101 ページ）。
- (40) 「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」（加越能文庫 16. 64-19、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）。なお、史料3の内容は、「改作所舊記」にも収録されている（前掲注(38)『改作所舊記 中編』93・94 ページ）。こちらは一つ書部分が、「能州鳳至郡・新川郡二ヶ村」となっているが、内容をふまえると誤記だと思われる。
- (41) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (42) 『金沢市図書館叢書（五）温故集録 二』（金沢市立玉川図書館近世史料館、2005年）472 ページ。
- (43) 田中喜男校訂『日本海地域史料叢書 第一冊 一丸諸事記 附小倉日記抄』（文献出版、1984年）294 ページ。
- (44) 前掲注(36)「元禄日記」。
- (45) 「御当家令条」No. 471・472（石井良助編『近世法制史料叢書』2、創文社、1959年）。
- (46) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (47) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (48) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (49) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (50) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (51) 前掲注(17)山口『加賀藩林制秘史』299 ページ、第3表。
- (52) 前掲注(36)「元禄日記」。
- (53) 前掲注(34)「元禄元年方三年迄覚帳」。
- (54) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (55) 菊池文書 KKB04520000。
- (56) 伊藤家文書。
- (57) 「御当家令条」No. 474（前掲注(45)石井編『近世法制史料叢書』2）。
- (58) 前掲注(19)高柳・石井編『御触書寛保集成』No. 2529。

- (59) 前掲注(19)高柳・石井編『御触書寛保集成』No. 2532。
- (60) 「大西先組鉄炮御渡村々之覚」(「寛政四年覚帳」五十一、生文書 T275-64、南砺市立中央図書館所蔵)には、寛延3年6月に大西先組に対して鉄砲2挺が下げ渡された記事があり、内容と一致する。
- (61) 「猪鹿打拂鉄炮貸渡願之事」(前掲注(23)『加賀藩御定書 後編』) 545～548 ページ。
- (62) 『太梁公日記 第5』(八木書店、2014年) 228 ページ。
- (63) 前掲注(62)『太梁公日記 第5』232 ページ。
- (64) 藩法研究会編『藩法集 6 續金澤藩』(創文社、1966年) 1033 ページ。
- (65) 前掲注(64)『藩法集 6 續金澤藩』1033・1034 ページ。
- (66) 「竹の塚の猪塚」(『三州奇談』石川県図書館協会、1933年 207 ページ)。
- (67) 『猪塚』(津幡町教育委員会、1986年)。
- (68) 「筒井旧記」天明8年12月21日条(『加賀藩史料 第九篇』977・978 ページ)。
- (69) 「郡方御觸」天保4年3月24日条(『加賀藩史料 第十四編』321 ページ)。
- (70) 「威鉄炮調理書上帳につき書付(写)」(菊池文書 KKA00470000)、「御貸鉄砲并所持鉄砲書上帳」(加藤家文書、10 異国風 No. 257)。
- (71) 「鉄炮打名前書上申帳」(加藤家文書、10 異国風 No. 258)。また砺波郡では、文化元年に調査された鉄砲のうち、「用立候分」と「用立不申分」にわけた数量を「御内分」に調べるよう郡奉行が十村に命じている(「鉄砲持主御尋に付調理申上状」武部文庫特 44. 31-83、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)。
- (72) 「御郡典」No. 176 (前掲注(64)『藩法集 6 續金澤藩』384・385 ページ)。
- (73) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (74) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (75) 石川・河北両郡では、御鷹場に多くの殺生人が入り込み、網懸だけでなく鉄砲までも持ち込むといった事態も発生していた(「諸事要用雑記」天保5年9月21日条『加賀藩史料 第十四編』498～500 ページ)。
- (76) 「郡方御觸」天保6年7月条(『加賀藩史料 第十四編』586～589 ページ)。
- (77) 「文政9年小紙留」(菊池文書 KKB0676000)。
- (78) この時期は十村制度が廃止されており、これまでの御扶持人十村は惣年寄、平十村は年寄並、十村の手代は手附と名称が変更されている(「御郡方仕法一件」文政4年7月条『加賀藩史料 第十三編』88～99 ページ)。
- (79) 「能美郡狩人稼願書付ならびに鉄砲御縮被仰渡之一件」(菊池文書 KKB04600000)。
- (80) 「郡方御觸」天保6年11月14日条(『加賀藩史料 第十四編』630・631 ページ)。一部、例外の地域として、小松城周辺の75ヶ村や五ヶ山の大勘場村等6ヶ村があった。小松城周辺の75ヶ村は小松御城番の縮方が存在し、「御城付御足輕中」の廻村が行われていたが、廻村が不十分な村があるとして、安永5年(1776)にいつでも威打ちを行って良いとなっ

ていた。ただ天保8年(1837)に、八幡村・若杉村が威打ちをする際に自主的に御用番へ届けを出したことで、以後はそのつど届けを出すようになっている。また五ヶ山の6ヶ村は「御鷹巣原御縮山領村」であることから、威打ちが禁じられていた。(前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」、「威打并鐵炮御縮方等之事」(前掲注(64)「河合録」『藩法集 6 續金澤藩』1031・1032 ページ))。

- (81) 前掲注(40)「鉄炮之義ニ付諸郡縮方詮義等留」。
- (82) 「改作所え御渡置之鐵炮之事」(前掲注(64)「河合録」『藩法集 6 續金澤藩』1032 ページ)。鉄砲の村方への貸出例としては、慶応3年(1868)2月に能登国風至郡上町野組が鉄砲を拝借し、9月に返却している例がみられる(『柳田村史』柳田村、1975年、56ページ)。
- (83) 上田長生「加賀藩天保期の地域的入用の改革」(『加能地域史』第77号、2020年)。
- (84) 上田長生「十村御用留論」(加賀藩研究ネットワーク編『加賀藩政治史研究と史料』岩田書院、2020年)。また旧記を使用するにあたっての注意点として、年代の誤りがある。例えば、幕府の宝永6年令は干支のみが記されていたこともあって、さまざまな旧記で貞享2年や元禄10年などと誤った記載がなされている。

#### [付記]

史料の閲覧に関しては、富山県公文書館、富山大学中央図書館、南砺市立中央図書館、金沢市立玉川図書館近世史料館、羽咋市歴史民俗資料館の皆様に変にお世話になりました。末筆ながら厚く御礼申し上げます。